

第 1 1 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 2 月 1 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の額を改めるとともに、令和 3 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置を定める必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の174」を「100分の171.5」に、「100分の152」を「100分の149.5」に、「100分の179」を「100分の176.5」に、「100分の156」を「100分の153.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

29 令和3年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の20」とする。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。